

平成20年4月1日
国土交通省国土計画局

1. 趣旨

人口減少・高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が全国で拡大するなど、各地域において、公共交通や医療・福祉等の生活への不安、地域の伝統文化の喪失、土地の荒廃など様々な問題に直面しており、地域活性化や国土管理上の諸課題への対応を図ることは喫緊の課題となっています。こうした課題に対応するためには、地域への誇り・愛着を共有する住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、行政と協働した地域づくりを実践する「新たな公」*の活動を広げていく必要があります。

本モデル事業は、こうした「新たな公」の考え方にに基づき、官民の多様な主体が協働し、伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動（以下「新たな公」によるコミュニティ創生活動」という。）をモデル的に実施し、コミュニティ（草の根）レベルの「新たな公」の担い手の拡大を通じた地域の発意に根ざした地域づくりの新しい道筋をつけるとともに、そうした取組を全国に広め展開していくことをねらいとするものです。

このため、「新たな公」の担い手となる団体から、地域の実情に応じた地域づくりの具体的な活動についての提案を広く募集します。応募された提案の中から、相当数のモデル事業を選定し、本モデル事業実施のための調査費（国費）を活用して、全国各地で活動を展開し、その成果をとりまとめます。

募集する提案は、「新たな公」による地域づくりの考え方に賛同し、地域における実践的な活動を試みようとする意欲のある取組、地域の発意に根ざした先進的、モデル的な取組であるとともに、一過性の活動ではなく、本モデル事業をきっかけとして持続的な活動の定着をめざすものとし、本モデル事業の実施により、地域づくりに関する多様な主体での合意形成が進められ、活動の担い手となる人々のつながりが広がり、人やモノの新しい流れを生み出すなどの効果が芽生え、「新たな公」の活動が全国に展開されていくことを期待します。

*「新たな公」とは、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義がある。

2. 応募主体

(1) 本モデル事業に応募できる団体は、次の2つの場合があります。

(1)ー1「新たな公」によるコミュニティ創生活動を担う地域団体、NPO法人その他の団体による応募

①当該団体は、単独でも連名でも応募できます。ただし、連名の場合には代表団体を定めた上で当該代表団体から応募していただくこととします。

②複数の団体から構成される協議会等（法人格のない任意の団体でもかまいません。地方公共団体がその資格をもって構成員に含まれる場合を含みます。）については、以下のすべてに該当する場合、応募することができます。

・代表者の定めがあること

- ・モデル事業実施手続きを適切かつ効率的に行うため、団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること

③当該団体からの応募は、モデル事業の実施に当たり連携・協働する関係市町村の推薦があるものに限ります。なお、複数市町村による推薦、県境を越える複数市町村の推薦も可能です。

(1)ー2 市町村による応募

①上記民間団体が主体となった「新たな公」によるコミュニティ創生活動に賛同する市町村は、当該民間団体と連名の上、代表団体となって、当該民間団体による取組を対象としたモデル事業について応募することができます。

②市町村が民間団体を含む協議会等の事務局となっている場合には、当該協議会等の代表として応募することも可能です。

③市町村単独での応募は対象外といたします。

(2) 同一の団体からの提案は、原則として1件に限ることとします。ただし、異なる民間団体との連名提案で、異なる提案内容の応募を行う場合、同一の団体が複数の応募に参加することは認めます。

3. 募集提案に関する方針

(1) モデル事業のテーマ

本モデル事業のテーマは、地方公共団体のみでの対応が困難であり、かつ、営利活動としての取組が困難な課題であり、地域の実情に応じた地域づくりに関わる課題を幅広く設定できます。

「新たな公」によるコミュニティ創生活動のテーマの事例は、以下に示すとおりです。

①「集落機能広域再編等将来を見据えた集落整備」

集落の維持に必要な社会サービスや交通の確保等広域的な共助の仕組みの構築を目指す活動等。

②「美しく安全な国土の管理・継承」

地域住民、都市住民、NPO等による耕作放棄地等の共同管理、利活用の推進を図る活動等。

③「二地域居住・定住促進環境整備」

二地域居住・定住希望者のニーズを踏まえた古民家等を活用した受け入れ環境の整備を推進する活動等。

④「文化伝統等地域資源を活用した持続可能な地域の形成」

地域固有の伝統・文化等の地域資源の再発見を通じた活性化活動や担い手の育成を図る活動等。

(2) モデル事業の実施地域

維持・存続が危ぶまれる集落をはじめとする人口減少・高齢化が著しい中山間地域等のほか、地方中小都市での取組も対象とします。

活動の範囲としては、集落・コミュニティレベルから、複数市町村にまたがる範囲まで活動内容に応じて幅広く設定できます。

(3) モデル事業の実施期間

本モデル事業として実施する取組は、平成20年度中に実施可能な活動であることとします。

なお、複数年度にわたる実施が必要となる取組については、最大3年を限度として、必要に応じて次年度以降においても本モデル事業としての継続的な実施が可能となるよう考慮します。この場合、予め次年度以降も含めた全体計画の作成が必要となります。

(4) 国費によるモデル事業の対象となる取組と経費

本モデル事業の対象となる取組としては、例えば

- ①ヒアリングやアンケート等を通じた地域ニーズ・課題の把握・整理、具体的な活動方策の検討
- ②住民等を含めた関係者間の合意形成、外部からのアドバイザー招聘等を通じた人材育成・研修、普及啓発等の諸活動を含む活動環境の整備
- ③社会実験的な具体的な活動の実践
- ④成果報告書の作成

などを想定しています。

本モデル事業を実施するための人件費、消耗品費・備品購入費等の諸経費、印刷製本費等は対象となりますが、外国等への先進事例視察費、耐久消費財や用地取得費、施設整備費、営利のみを目的とした活動と見なせるもの等は国費の対象として不相当であるため、当該国費の対象とはなりません。

(5) その他の留意事項

本モデル事業以外に国や地方公共団体等から財政的支援を受けて行っている取組については、対象とはしません。ただし、本モデル事業部分とその他の財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区別がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではありません。

なお、本モデル事業に賛同する地方公共団体がその活動として実施する関連事業に要する経費は、本モデル事業の対象ではなく、当該地方公共団体自らの負担として、連携して実施していただく必要があります。(ただし、上記2.(1)-2①の市町村が他の団体と連名で代表団体として応募する場合は、国土交通省と当該市町村との契約により、当該市町村において、民間団体による取組を対象としたモデル事業を実施していただくこととなります。)

4. 選定に関する方針

(1) モデル事業の選定に当たっては、「新たな公」によるコミュニティ創生活動の全国展開を図ることの趣旨を踏まえ、特に以下の事項に留意します。

- ①地域課題の的確な把握及び地域課題を踏まえた活動の必要性、実現性
- ②「新たな公」としての官民の多様な主体による連携・協働の状況
- ③地域の発意に根ざした具体的な活動としての先進性、モデル性
- ④一過性の取組にとどまらない、持続的な活動としての定着の可能性
- ⑤コミュニティ創生につながる効果、実効性（具体的な地域づくりの方向性に関する関係主体の合意形成、人的ネットワークの拡大、地域の自立につながる活動の立ち上げ、人・モノ等の新たな流れの創出等）

(2) モデル事業は、予算の範囲内で選定します。なお、1件あたりの事業額は、500万円を上限とします。

5. 提出書類

提案内容については、下記様式にモデル事業の実施内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔、明瞭にまとめて記入の上、提出して下さい。なお、①～④については、国土交通省国土計画局ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku.html>）よりファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

①様式1（Word形式）：提案書（課題、事業内容、多様な主体との連携・協働等）

※提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨をご理解の上、活動内容が具体的にイメージできるように記入して下さい。活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意下さい。

②様式2（Word形式）：モデル事業実施フロー図

※契約の時期と想定される7月以降の活動を記入して下さい。

※複数年度にわたるモデル事業を想定する場合には、次年度以降も含めた全体計画について記入して下さい。

③様式3（Word形式）：応募団体整理表、関係市町村推薦書類（様式自由）

※応募団体及び推薦市町村の担当者、連絡先を記入して下さい。

※市町村が応募する場合には、関係市町村推薦書類は不要です。

④様式4（Word形式）：他の補助、支援事業等

※他の補助事業等との重複を避けるため、当該モデル事業以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等のうち、今年度応募予定または既に応募済み、もしくは、これまでに採択されたものがある場合は、それら補助事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。

なお、従来の取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

⑤参考資料A（様式自由）：応募団体の構成、活動実績、団体の規約又は規定等

※応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料

※複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写し

⑥参考資料B（様式自由）：活動地域及び活動地域内における状況

※モデル事業における活動地域を示した地図、活動地域における人口減少、高齢化等の状況その他の地域の現状や課題が分かる資料

（注）上記①～⑥に該当しない補足資料について

※必要に応じて、各資料における補足資料を併せて提出することができます。ただし、選定は①～⑥の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

（補足資料例示）

- ・モデル事業の実施方法等に関する資料
- ・その他先進性、モデル性の内容を補足する関連資料 等

6. 応募締切

（1）「5. 提出書類」の①～⑥について

平成20年5月23日（金）17：00必着（①～④については郵送及びメール、③の関係市町村の推薦書類部分、⑤及び⑥については郵送のみ）

(2) 「5. 提出書類」③の関係市町村からの推薦書類について

関係市町村の推薦書類が上記締切日に間に合わない場合に限り、当該推薦書類の追加提出を以下の期日まで受け付けます。

平成20年5月30日（金）17：00必着

(注) 「5. 提出書類」の①～⑥の書類が締切日（平成20年5月23日）までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意ください。

また、締切日以降の提出書類の修正・差替は、原則受け付けませんので、ご留意下さい。

7. 提出先及び問い合わせ先

「5. 提出書類」は、モデル事業を行う予定の地域に応じ、下記送付先の「新たな公」モデル事業担当まで郵送（③の推薦書類を除き①～④は郵送及びメール）にて提出願います。

①東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

送付先：〒980-8602

仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 022-225-2171 (内線) 6131

Mail：keiken1@thr.mlit.go.jp

②関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

送付先：〒330-9724

さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館16F

関東地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 048-601-3151 (内線) 6132

Mail：keikakukanri2@ktr.mlit.go.jp

③北陸ブロック：新潟県、富山県、石川県

送付先：〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(直通) 025-370-6571

Mail：kasahara-m84qb@hrr.mlit.go.jp

④中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

送付先：〒460-8514

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館

中部地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 052-953-8119 (内線) 6128

Mail：keikakukanri@cbr.mlit.go.jp

⑤近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

送付先：〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館1F

近畿地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 06-6942-1141 (内線) 6138

Mail：aratana-kou@kkmlit.go.jp

⑥中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

送付先：〒730-8530

広島市中区八丁堀2-15

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 082-221-9231 (内線) 3223

Mail：aratana-kou-chuugoku@cgrmlit.go.jp

⑦四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

送付先：〒760-8554

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎11F

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 087-851-8061 (内線) 6131

Mail：nomura-d2ug@skrmlit.go.jp

⑧九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

送付先：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階

九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 092-471-6331 (内線) 6131

Mail：aratana-kou-kyushu@qsrmlit.go.jp

⑨北海道

送付先：〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発計画課

TEL：(代表) 011-709-2311 (内線) 5468

Mail：tanaka-k22ai@hkdmilit.go.jp

⑩沖縄県

送付先：〒900-0006

那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課

TEL：(直通) 098-866-1908

Mail：chiikisaisei@ogb.cao.go.jp

国土交通本省における問い合わせ先

国土計画局大都市圏計画課 濱田

TEL：(直通) 03-5253-8360

Mail：g_NRB_DKE@mlit.go.jp

地方計画課 中野

TEL：(直通) 03-5253-8363

Mail：g_NRB_CKE@mlit.go.jp

8. 応募後の手続きとスケジュール（予定）

（1）モデル事業の選定

各地方整備局等及び国土交通本省において、「4. 選定に関する方針」に沿って、「1. 趣旨」、「2. 応募主体」及び「3. 募集提案に関する方針」に合致し、総体として優れた提案を選定します。（6月中目途）

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載しているモデル事業の根幹に関わる変更があった場合、当該提案書の応募団体及び推薦団体は速やかに担当窓口へ連絡するとともに、変更後の提案書を郵送及びメールにてお送り下さい。

（2）契約手続き

選定されたモデル事業は、実施予定地域を管轄する地方整備局等にて請負契約の手続きを行います。（連名での提案の場合には、代表団体との間で契約の手続きを行います。）

なお、契約手続きに際し、応募団体と個別に協議させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

本事業の実施に係る経費は、モデル事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いとさせていただきます。

9. 平成20年度以降の報告等

本モデル事業は、先進的、モデル的な活動について選定するものであるため、モデル事業終了時の報告（活動内容及び活動成果・評価）を求めるとともに、その後の活動について必要に応じてフォローアップ調査等を行うことがあります。報告等の内容は、各地方整備局等及び国土交通本省のホームページ等で紹介させていただき、全国の地域づくり等に取り組んでいる団体への先進的、モデル的な事例として活用させていただきます。

10. 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、各地方整備局等及び国土交通本省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。

平成20年度 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業 提案書

※2枚以内にまとめて下さい。

応募団体名	(注) 連名による応募の場合には、代表団体を筆頭に記入。協議会等の場合には、事務局となる団体名も併記。								
推薦市町村名									
モデル事業名									
対象地域	(注) 都道府県・市区町村・地区等名を記入。								
提案する活動の概要									
(1) テーマ、地域の課題、モデル事業で達成・実現したいこと	(注) 提案する活動の実施により、実現または解決しようとしている課題、事業で達成・実現したいことについて、(2)に繋がるように具体的に記入する。 特定団体等の営利を目的とした事業、少数の限定された人々の利益に繋がる事業は、本モデル事業として適当ではないことに注意する。								
(2) 活動内容の案	(注) 本モデル事業を活用し、(1)を達成・実現するための活動内容について、明確なイメージができるよう具体的に記入する。 「新たな公」としての活動が一過性の活動で終わらないよう、その後の活動の展開や持続性が期待できる取組とし、地域づくりの担い手のネットワークを拡げたり、地域活性化の実践的な試みとなる活動に関する提案とする。								
(3) 先進性、モデル性、地域の自立に繋がる活動等のアピール点	(注) モデル事業が、どのような点で先進性、モデル性があるか等のアピール点を記入。								
(4) 多様な主体との連携・協働	(注) 関係する多様な主体との連携・協働(関係市町村との関係を含む)の現状、今後の見通し、本モデル事業における具体的な役割分担について、分かりやすく記入。								
(5) モデル事業終了以降の展望や活動内容、波及効果	(注) 提案する活動によって得られる成果として期待することを具体的に記入。また、それをどのように評価し、モデル事業終了以降の地域づくりにどのように活かしていくのか記入。								
概算見積額 (上限500万円)	<table> <tr> <td>① 直接人件費</td> <td>X, XXX, XXX 円</td> </tr> <tr> <td>② 消耗品・諸経費等</td> <td>X, XXX, XXX 円</td> </tr> <tr> <td>③ 印刷製本費</td> <td>XXX, XXX 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>X, XXX, XXX 円</td> </tr> </table>	① 直接人件費	X, XXX, XXX 円	② 消耗品・諸経費等	X, XXX, XXX 円	③ 印刷製本費	XXX, XXX 円	合 計	X, XXX, XXX 円
① 直接人件費	X, XXX, XXX 円								
② 消耗品・諸経費等	X, XXX, XXX 円								
③ 印刷製本費	XXX, XXX 円								
合 計	X, XXX, XXX 円								

平成 20 年度 「新たな公」 によるコミュニティ創生支援モデル事業 実施フロー

※必ず 1 枚に簡潔にまとめて下さい。

※7 月以前に実施予定の内容については、発注時期の関係で本モデル事業では実施できないことがあります。

モデル事業名 :

・ × × の検討
 【時期】 △月～△月
 【内容】
 ・ ○○
 ・ ○○
 ・ ○○
 【目的】
 ○○

・ × × の調査
 【時期】 △月～△月
 【内容】
 ・ ○○
 ・ ○○
 ・ ○○
 【目的】
 ○○

・ × × の実施
 【時期】 △月～△月
 【内容】
 ・ ○○
 ・ ○○
 ・ ○○
 【目的】
 ○○

・ × × の実施
 【時期】 △月～△月
 【内容】 ○○
 【目的】 ○○

・ 成果のとりまとめ、担当地方整備局等へのモデル事業結果の報告（3 月）

○○～○○年度の事業計画

- ・ × × × × 【21 年度】
- ・ × × × × 【22 年度】

（注）複数年度にわたるモデル事業を想定する場合は、必ず翌年度以降の計画を記載。

平成20年度 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業 応募団体整理表

項 目	記 入 欄
モデル事業名	
活動地域 (都道府県名)	
(市町村・地区等名)	
応募団体名*	(注) 法人であれば「特定非営利法人」や「社団法人」等を記載
所属・担当者名	
連絡先(電話番号)	
(E-mail)	
推薦団体名*	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
(FAX)	
(E-mail)	

※複数の場合には、記入欄を適宜追加して下さい。

※市町村による応募の場合を除き、関係市町村の推薦が必要です。(様式自由)

(例)

平成20年〇月〇日

国土交通省 国土計画局長 殿

市町村名 推薦者氏名 公印



平成20年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業」募集の趣旨及び募集要領の内容を踏まえ、(団体名)による(モデル事業名)の提案を推薦いたします。

平成20年度 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業提案に関連する補助・支援事業等

項 目	記 入 欄
実 施 機 関	※部局名まで記入
補助・支援事業等の名称	
応募予定、採択等	1. 応募予定 2. 応募済み 3. 採択された（平成 年 月） ※いずれかに○印を記入（採択されている場合にはその年月を記入）
応募等をした調査・事業名	
応募等をした調査・事業の概要	※これまでの活動ではなく、モデル事業に応募されている内容と重複していたり、関連の強いプロジェクトについて記述する。